

# 県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/3）

（オレンジ）

18

7月1日からのお願い（7月31日まで）

## ○県民の皆さまへ

別紙「屋外・屋内でのマスク着用について」、「子どものマスク着用について」を参照

基本的な感染防止対策を徹底

（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、

ワクチン未接種の方）

家庭内では、  
高い方々と同居している家庭  
7C7C5

家庭内においても会話の際などには、マスクの着用

感染防止対策の徹底

重症化リスクの

症状のある方は、検査協力医療機関での受診

無症状でもご不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等で無料検査

早期に3回目のワクチン

接種

若い世代の方々

ワクチンの4回目接種

60歳以上の方や18歳以上で基礎疾患を有する方等

## ○事業者の皆さまへ

### 1 会食について

基本的な感染防止対策を徹底

可能な範囲で規模を縮小し、可能な範囲で時間を短縮いただくようお願いします。

による陰性確認  
飲食店を利用

3回目のワクチン接種歴の確認

抗原定性検査（※）

※県内にお住まいの方は、県が設置する検査会場等で無料の検査を受けることができます。

「高知家あんしん会食推進の店」









# 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版） 令和4年3月5日変更

判断指標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）	
	最大確保病床の占有率 〔直近7日間の新規感染者数の想定〕	3%未満 〔140人未満〕	3%以上 〔140人以上〕	10%以上 〔420人以上〕	25%以上 〔1,120人以上〕	40%以上 〔1,960人以上〕 (即応病床の占有率：50%以上)	
国の分科会のレベル分類		レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)		レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
共通事項		<input type="checkbox"/> 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離(1~2m)の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 <input type="checkbox"/> 各店舗における適切な感染対策の徹底					
対応方針 ※2	外出	「3密」の徹底回避			混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ		
	休業等の要請	-			一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請の検討	一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請	
	会食	(共通事項に留意)			可能な範囲で 規模縮小・時間短縮	4人以下、2時間以内 ※4 (ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5)	4人以下、2時間以内 ※4(ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討)
	イベント等	(国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応)			「人数」、「収容率」上限の設定を検討 (ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5)		「人数」、「収容率」上限の設定(ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討)
	県立学校	市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※6					
	県立施設	開館			使用制限の検討		
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断					

まん延防止等重点措置相当

緊急事態措置相当

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。

※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。

※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。

※5 「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者に対する全員検査」を活用することにより、制限を緩和するもの

※6 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。